

日本ドーピング防止規律パネル決定

本競技者氏名： 山崎岳志

競技種目： ボディビル

2013-001 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 25 年 9 月 1 日

日本ドーピング防止規律パネル

委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



2013-001 事件 聴聞パネル決定

日本ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 25 年 9 月 1 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 25 年 9 月 1 日

山内 貴博 山内 貴博

塚越 克己 塚越 克己

木村 哲彦 木村 哲彦

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 25 年 7 月 21 日・第 17 回日本クラス別ボディビル選手権大会）における各競技結果は失効する。
- ・ 本規定 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 25 年 8 月 16 日から 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・平成25年7月21日に実施された競技大会（第17回日本クラス別ボディビル選手権大会）検査で検出された2種類の物質のうち、クレンプテロールは、2013年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.2. その他の蛋白同化薬」として、メチルヘキサミンは、禁止表における「S6. 興奮薬」として、それぞれ禁止物質とされるため、これらの物質は、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して本競技者はB検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- ・そこで、本件においては、本競技者について本規程2.1項の違反が認められる。
- ・上記検出物質のうちメチルヘキサミンは、「禁止物質」にあたるものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるが、他方の検出物質であるクレンプテロールは、禁止表における「特定物質」ではない。したがって、本件において、特定物質の利用に関する資格停止期間の取消又は短縮について定める本規程10.4項は適用の余地がない。
- ・そこで、例外的事情を理由とする資格停止期間の取消又は短縮について定める本規程10.5項の適用の可能性を検討する。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、本競技者本人、及び競技団体関係者の証言並びに提出された意見書によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 本競技者は、2008年以降、少なくとも7回のドーピング検査を受けた経験を有しており、そのいずれにおいても違反が疑われる分析結果が得られたことはない。今回の検査の15日前である本年7月6日に行われた検査においても、違反は認められなかった。
 - (2) 本競技者は、禁止物質を意図的に摂取したことはないと主張しており、自己の体内に対する禁止物質の侵入経路として、以下の可能性があると主張している。すなわち、①中国産の豚肉にはクレンプテロールが混入していることがあるから、自宅近隣の小売店で購入した豚肉、牛肉、鶏肉にクレンプテロールが混入していた可能性がある、と主張する。しかし、本競技者が本競技大会数日前から摂取していた食物は、自己が用意したオーストラリア産牛肉及び国産鶏肉であるとのことであり、中国産の豚肉を含め、クレンプテロールが混入していたことがあると報告されている肉類を摂取していた形跡はみられない。したがって、自己の体内にクレンプテロールがいかに入ったかとの点について、証明できたものとは認められない。
 - (3) また、本競技者は、②MuscleTech社製のダイエットサプリメントである「Hydroxycut Hardcore Pro Series」を摂取していたところ、同製品の成分表には、クレンプテロールもメチルヘキサミンも記載されていないが、この製造元はメチルヘキサミンを含む製品を販売しているため、誤混入してしまった可能性がある、と主張する。しかし、同製品の独自の分析結果を提出する等、同製品に上記検出物質が含有されていたことを主張してはいない（なお、従前より、他の外国産サプリメントを摂取しており、これらのサプリメントにメチルヘキサミンが混入していた可能性も否定できないが、この

点も立証はない。)。結局、自己の体内にメチルヘキサンアミンがいかに入ったかとの点について、証明できたものとは認められない。なお、仮にメチルヘキサンアミンがこれらのサプリメントから本競技者の体内に入ったものであるとしても、自己がドーピング検査対象となる可能性を認識しながら、外国産のサプリメントを漫然と摂取してしまった点に、重大な過誤及び過失があるといわざるを得ない。

- ・ 以上の各事情に鑑みれば、本件につき本規程 10.5.1 項または同 10.5.2 項による資格停止期間の取消又は短縮を認めることはできない。
- ・ 他方、本競技者は、日頃から自己がドーピング検査対象となる可能性を自覚し、摂取する食物に気をつけるなど、禁止物質を意図的に摂取しようとしていた形跡はみられない。外国産のサプリメントを漫然と摂取していた重大な過誤及び過失は認められるものの、本規程 10.6 項による資格停止期間を延長させる加重事情があるとまではいえない。
- ・ そして、今回の違反が 1 回目の違反であることから、本規程 10.2 項に従い、2 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、本競技者に対し、平成 25 年 8 月 16 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 25 年 9 月 1 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、本規程 10.9.2 項により、資格停止期間の開始日は平成 25 年 8 月 16 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上